

記述・年内パワーアップ答練

ガイダンス 演習問題

掲載内容（掲載順）

1. 商業登記 記述式問題（1問）
2. 商業登記 択一式問題（5問）

※講座においては、提出された記述式答案は採点いたします。ガイダンスでは採点はいたしません。

※択一式は自己採点といたします。

同じ回で出題される記述式問題と択一式問題には同一論点を含みます。記述式問題をノーヒントで解きたい方は記述式問題から解くことをお勧めします。

Timetable

- | | |
|-------|-----|
| 1. 演習 | 60分 |
| 2. 講義 | 60分 |

第1問 司法書士法務路子は、平成31年3月22日に事務所を訪れた株式会社エースの代表者から、別紙1から別紙5までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙9のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士法務路子は、株式会社エースの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

また、司法書士法務路子は、同年7月20日に事務所を訪れた株式会社エースの代表者から、別紙6から別紙8までの書類のほか、登記申請に必要な書類の提示を受けて確認を行い、別紙10のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記をするための要件などを説明した。そして、司法書士法務路子は、株式会社エースの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

司法書士法務路子は、これらの依頼に基づき、登記申請に必要な書類の交付を受け、管轄登記所に対し、同年3月22日及び同年7月20日にそれぞれの登記の申請をすることとした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 別紙6の第2号議案の空欄には、平成31年6月5日に決議された取締役会設置会社の定めの設定に関連して必要な定款変更の内容が記載されている。そこで、別紙6の第2号議案の空欄にはどのような事項についての定款変更が記載されているのか、また、なぜ定款変更をする必要があるのかという点について、定款変更を要する事項とその理由を第1問答案用紙の第1欄に記載しなさい。

問2 平成31年3月22日に司法書士法務路子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及び内訳並びに添付書面の名称及び必要な通数を第1問答案用紙の第2欄に記載しなさい。

問3 平成31年7月20日に司法書士法務路子が申請した登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額及び内訳並びに添付書面の名称及び必要な通数を第1問答案用紙の第3欄に記載しなさい。

ただし、問1で問われた定款変更を要する事項については、当該定款変更に基づき、登記を申請しなければならない場合であっても、登記の申請書に記載する必要はない。

問4 株式会社エースの代表者から受領した書類及び聴取した内容のうち、登記することができない事項がある場合には、当該事項及びその理由を第1問答案用紙の第4欄に

記載しなさい。登記することができない事項がない場合には、第1問答案用紙の第4欄に「なし」と記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調べられており、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書の添付書面については、他の書面を援用することができる場合には、これを援用しなければならない。
- 3 株式会社エースの定款には、別紙 1 から別紙 10 までに現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 4 別紙中、「(中略)」と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 5 登録免許税の免除又は軽減を受けることができるときは、これを受けるものとし、その根拠となる条項を第2欄又は第3欄の登録免許税額の内訳の項目に記載するものとする。
- 6 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出手続は、適式にされているものとする。
- 7 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 8 訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【平成 31 年 3 月 22 日現在の株式会社エースに係る登記記録の抜粋】

商号 株式会社エース

本店 東京都中野区江古田四丁目 3 番 7 号

公告をする方法 官報に掲載してする。

会社成立の年月日 平成 17 年 8 月 17 日

目的 1 コンピュータソフトウェアの開発及び販売

2 前号に附帯関連する一切の事業

発行可能株式総数 20000 株

発行済株式の総数並びに種類及び数

発行済株式の総数 7000 株

資本金の額 金 6000 万円

株式の譲渡制限に関する規定

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 4 号

東邦信託株式会社本店

役員に関する事項 取締役 A 平成 30 年 3 月 11 日就任

取締役 B 平成 30 年 3 月 11 日就任

取締役 C 平成 30 年 3 月 11 日就任

取締役 D 平成 30 年 3 月 11 日就任

東京都世田谷区北沢三丁目 3 番 1 号

代表取締役 A 平成 30 年 3 月 11 日就任

東京都足立区綾瀬二丁目 6 番 12 号

代表取締役 B 平成 30 年 3 月 11 日就任

監査役 Z 平成 29 年 3 月 3 日就任

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定

当会社は、取締役の過半数の同意をもって、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。

支配人に関する事項

東京都杉並区高円寺南五丁目 1 番 4 号

E

営業所 東京都中野区中野六丁目 144 番地

支店 1 東京都中野区中野六丁目 144 番地

監査役設置会社に関する事項 監査役設置会社

登記記録に関する事項 平成 28 年 4 月 1 日東京都中央区中央一丁目 1 番 1 号から本店移転

平成 28 年 4 月 8 日登記

※ 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

別紙 2

【平成 31 年 3 月 15 日時点の株式会社エースの定款】

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エースと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェアの開発及び販売
2. 前号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(公告をする方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、20000 株とする。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 6 条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(基準日)

第 7 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(株主名簿管理人)

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役の過半数の一致により定め、これを公

告する。

第3章 株主総会

(招集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要に応じて招集する。

(議長)

第10条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に支障があるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第11条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決する。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役及び代表取締役の員数)

第12条 当会社の取締役は、6名以内とする。

2 当会社の代表取締役は、3名以内とする。

(取締役の選任の方法)

第13条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第14条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期

は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 15 条 取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については，株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 16 条 当会社は，取締役の過半数の同意をもって，会社法第 426 条第 1 項の規定により，取締役（取締役であった者を含む。）の同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 5 章 監査役

(監査役の設置)

第 17 条 当会社に監査役を置く。

(監査役の員数)

第 18 条 当会社の監査役は，3 名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第 19 条 当会社の監査役は，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 20 条 監査役の任期は，選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は，前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 21 条 監査役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

については、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第7章 附 則

(法令の準拠)

第24条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 3

【平成 31 年 3 月 15 日開催の株式会社エースの定時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 第 14 期決算承認の件

議長は、当期(自平成 30 年 1 月 1 日至平成 30 年 12 月 31 日)における事業状況を事業報告により詳細に説明、報告し、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表を提出して、その承認を議場に求めたところ、満場異議なく、これを承認した。

第 2 号議案 取締役選任の件

議長は、取締役 1 名を選任したい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

東京都葛飾区柴又七丁目 5 番 4 号

取締役 F

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

第 3 号議案 代表取締役選定の件

議長は、代表取締役 1 名を選定したい旨を述べ、その選定方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

東京都渋谷区代々木五丁目 7 番 12 号

代表取締役 C

なお、被選定者は、席上就任を承諾した。

別紙 4

【住居表示実施証明書】

証 明 願

当会社の支店変更登記申請のために必要がありますので、下記事項をご証明願います。

記

- 1 変更前 東京都中野区中野六丁目 144 番地
- 1 変更後 東京都中野区中野六丁目 14 番 4 号

上記のとおり平成 31 年 3 月 18 日住居表示に関する法律第 3 条の規定による住居表示の実施により変更があったこと。

東京都中野区江古田四丁目 3 番 7 号
株式会社エース

(中略)

東京都中野区長 殿

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成 31 年 3 月 22 日

東京都中野区長 Y (印)

別紙 5

【Bの辞任届】

私は、一身上の都合により、本日をもって貴社の代表取締役を辞任いたします。

平成 31 年 3 月 21 日

東京都足立区綾瀬二丁目 6 番 12 号

代表取締役 B 

株式会社エース 御中

別紙 6

【平成 31 年 6 月 5 日開催の株式会社エースの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、次のとおり、定款第 12 条の 2(取締役会の設置)を新設したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
【新設】	<u>(取締役会の設置)</u> 第 12 条の 2 当社に取締役会を設置する。

第 2 号議案 定款一部変更の件

議長は、次のとおり、定款 を変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

変更前	変更後
<input type="text"/>	<input type="text"/>

第 3 号議案 取締役選任の件

議長は、取締役 1 名を選任したい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

東京都中央区乙町 1 番地

取締役 G

なお、被選任者は、席上就任を承諾した。

第 4 号議案 定款一部変更の件

議長は、平成 31 年 6 月 11 日をもって、次のとおり、定款第 8 条(株主名簿管理人)を削除したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
<u>(株主名簿管理人)</u> <u>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</u> <u>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u> <u>は、取締役の過半数の一致により定め、</u> <u>これを公告する。</u>	【削除】

第 5 号議案 募集株式の発行及び自己株式の処分の件

議長は、次の要領により、募集株式の発行及び自己株式の処分を行いたい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

- 1 募集株式の数 株
 内訳 発行する株式 株
 処分する自己株式 1000 株
- 2 募集株式の払込金額 募集株式 1 株につき金 9000 円
- 3 払込みの期日 平成 31 年 7 月 11 日
- 4 増加する資本金及び資本準備金の額
 - (1) 増加する資本金の額 資本金等増加限度額の 3 分の 2
 - (2) 増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額
- 5 株主に対して、申込みをすることにより当社の募集株式の割当てを受ける権利を与え、株主の持株 10 株当たり募集株式 5 株の割合でこれを割り当てるものとする。
- 6 募集株式の引受けの申込みの期日 平成 31 年 6 月 17 日

別紙 7

【平成 31 年 6 月 5 日開催の株式会社エースの取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 代表取締役選定の件

議長は、下記の者を当会社の代表取締役に選定したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なく賛成し、可決確定した。

東京都世田谷区北沢三丁目 3 番 1 号

代表取締役 A

東京都渋谷区代々木五丁目 7 番 12 号

代表取締役 C

なお、被選定者は、いずれも席上就任を承諾した。

第 2 号議案 株主名簿管理人廃止の件

議長は、諸般の事情により、平成 31 年 6 月 11 日をもって、株主名簿管理人を廃止するため、同日をもって株主名簿管理人東邦信託株式会社との委託契約を解除したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

第 3 号議案 資本金の額の減少の件

議長は、本日開催された株主総会において決議された募集株式の発行及び自己株式の処分の効力が発生すると同時に、平成 31 年 7 月 11 日、資本金の額を金 200 万円減少したい旨を述べ、資本金の額の減少の必要性を説明し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

別紙 8

【平成 31 年 7 月 18 日開催の株式会社エースの臨時株主総会における議事の概要】

第 1 号議案 定款一部変更の件

議長は、次のとおり定款を変更したい旨を述べ、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
【新設】	(<u>会計参与の設置</u>) 第 21 条の 2 当社は、 <u>会計参与を置くこ</u> <u>とができる。</u>

第 2 号議案 会計参与選任の件

議長は、会計参与 1 名を選任したい旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席株主中から議長の指名に一任したいとの発言があり一同これを承認したので、下記の者を指名し、その可否を議場に諮ったところ、満場異議なくこれに賛成し、可決確定した。

会計参与 税理士 H

(書類等備置場所) 東京都渋谷区神楽坂三丁目 12 番 12 号

別紙 9

【司法書士法務路子の聴取記録(平成 31 年 3 月 22 日)】

- 1 別紙 1 は、平成 31 年 3 月 22 日現在における株式会社エースの登記記録を抜粋したものである。
- 2 別紙 2 は、平成 31 年 3 月 15 日現在における株式会社エースの定款である。
- 3 別紙 1 に記載された株式会社エースの取締役及び監査役は、いずれも、別紙 1 に記載された就任の日に選任又は選定され、即時就任を承諾した者である。
また、代表取締役 A 及び同 B は、いずれも平成 30 年 3 月 11 日開催の株主総会の決議により定められた者である。
- 4 株式会社エースの平成 31 年 3 月 15 日に開催された定時株主総会には、株主及び出席すべき役員の全てが出席し、また、代表取締役 A が議長となった。その議事の概要は別紙 3 に記載されているとおりである。また、別紙 3 の株主総会議事録には、出席した議長及び役員の全員につき市区町村に登録された印鑑が押されている。
- 5 株式会社エースの平成 31 年 3 月 15 日に開催された定時株主総会において取締役に選任された F は、刑法第 201 条の殺人予備罪により、懲役 6 か月の実刑判決を受け、当該判決が確定した後、平成 30 年 10 月 25 日に刑の執行を終えた者である。
- 6 別紙 5 の辞任届は平成 31 年 3 月 21 日に受領権限のある者により受領された。なお、B は登記所に印鑑を提出していない。

別紙 10

【司法書士法務路子の聴取記録(平成 31 年 7 月 20 日)】

- 1 株式会社エースの平成 31 年 6 月 5 日に開催された臨時株主総会には、株主及び出席すべき役員の全てが出席し、また、代表取締役 A が議長となった。その議事の概要は別紙 6 に記載されているとおりである。また、別紙 6 の株主総会議事録には、出席した議長及び役員の全員につき市区町村に登録された印鑑が押されている。なお、株主は、株式会社エースを除いて 5 名であるところ、その全員が 10 株単位で株式会社エースの株式を保有しており、第 5 号議案中募集株式の数及び発行する新株の数については、適切な数が記載されているものとする。
- 2 株式会社エースの平成 31 年 6 月 5 日に開催された臨時株主総会において取締役を選任された G は、刑法第 204 条の傷害罪により、懲役 1 年、執行猶予 2 年の判決を受け、平成 30 年 12 月 22 日に当該判決が確定した者である。
- 3 株式会社エースの平成 31 年 6 月 5 日に開催された取締役会には、出席すべき役員の全てが出席し、議事の概要は別紙 7 に記載されているとおりである。また、別紙 7 の取締役会の議事録には、出席した役員の全員につき市区町村に登録された印鑑が押されている。
- 4 平成 31 年 6 月 5 日の時点で、株式会社エースが保有する自己株式は 1000 株であり、別紙 6 の第 5 号議案以外にその数の増減をもたらすような決議等はなされていない。なお、自己株式の帳簿価額は 1 株当たり 9000 円である。
- 5 平成 31 年 6 月 5 日、会社法第 202 条第 4 項及び同法第 203 条第 1 項の規定に基づいて、株主に対し、同日開催の株主総会で定められた募集事項、その他会社法第 202 条第 4 項及び同法第 203 条第 1 項に規定されている事項が通知された。
- 6 平成 31 年 6 月 7 日、同年 7 月 10 日までを異議申述の期間として、会社法第 449 条第 2 項各号に掲げられた事項につき官報による公告と知れている債権者に対する各別の催告がされたところ、期間内に異議を述べた債権者が 1 名存在した。しかし、債権額、弁済期、担保等を考慮して、当該債権者を害するおそれがなかったことから、弁済等はなされなかった。
- 7 平成 31 年 6 月 11 日、株式会社エースは、東邦信託株式会社に対して同社と株式会社エースとの間の株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務の委託契約の解除を申込み、東邦信託株式会社がこれを了承し、当該委託契約が解除された。
- 8 平成 31 年 6 月 17 日までに割当てを受ける権利を有する株主全員から割当てを受ける権利を与えられた募集株式の全部について引き受ける旨の申込みが適法になされ、同日、株式引受人全員が、引き受けた募集株式の払込金全額を払い込んだ。

- 9 平成 31 年 6 月 5 日募集株式の発行について決定された事項に関して、株主全員の同意を要するものがある場合には、その同意はあらかじめ得られているものとする。
- 10 株式会社エースの平成 31 年 7 月 18 日に開催された臨時株主総会には、株主及び出席すべき役員の全てが出席し、また、代表取締役 A が議長となった。その議事の概要は別紙 8 に記載されているとおりである。また、同日、会計参与に選任された税理士 H は就任を承諾した。

第2問 株式会社の役員の資格等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 法人が取締役や監査役となることはできないが、法人が会計参与や会計監査人となることができる場合がある。

イ 指名委員会等設置会社の監査委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることはできないが、報酬委員は、当該株式会社の支配人を兼ねることができる。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でも、取締役になることができる。

エ 会社法違反の罪を犯し、禁錮以上の刑に処されたが、執行猶予の期間を満了した者でも、取締役になることができる。

オ 親会社の会計参与が子会社の会計参与を兼ねることはできない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第3問 取締役（監査等委員会設置会社の監査等委員でない取締役であつて、競業又は利益相反取引について監査等委員会の承認を受けた者を除く。）の株式会社に対する損害賠償責任に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 取締役が自己のために株式会社と取引を行い、これによって損害が生じた場合、任務を怠ったものと推定されるが、当該任務懈怠が当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることを証明すれば、損害賠償責任を免れることができる。

イ 社外取締役が自己のために株式会社と取引を行い、これによって損害が生じた場合であっても、定款に定めた額の範囲内で、あらかじめ株式会社が定めた額と会社法に定めのある最低責任限度額のいずれか高い額を当該社外取締役の責任の限度額とする契約が締結されていたときは、善意無重過失の当該社外取締役は、当該責任の限度額の範囲内でしか損害賠償責任を負わない。

ウ 取締役が第三者のために株式会社と取引を行い、これによって損害が生じた場合、当該取引の承認に係る取締役会の決議に賛成した他の取締役も任務を怠ったものと推定され、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負うが、総株主の同意によってこの責任の全部を免除することができる。

エ 株主の権利の行使に関し、取締役が当該株式会社又はその子会社の計算において財産上の利益の供与をした場合、利益の供与をした取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しても、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負うが、総株主の同意によらなければ、この責任を免除することができない。

オ 剰余金の配当が分配可能額を超えてされた場合、配当を行った取締役は、職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明しなければ、交付された金銭等の帳簿価格に相当する金額を賠償する責任を免れることができないが、総株主の同意があれば、配当時の分配可能額を限度とする責任の一部免除をすることができる。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第4問 募集株式の発行等に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は考慮しないものとする。

ア 公開会社が株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、当該株式が譲渡制限株式であるときは、当該譲渡制限株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を得る必要がある。

イ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合において、ある株主が割当てを受けるべき募集株式の数に1株に満たない端数があるときは、当該端数は当然に切り捨てられる。

ウ 取締役会設置会社以外の会社が、株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、株主総会の特別決議により、取締役に募集事項の決定を委任することができる。

エ 種類株式発行会社が、ある種類の株式を有する株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、当該株主が有する種類の株式と別の種類の株式を割り当てる旨を定めることはできない。

オ 株主に株式の割当てを受ける権利を与える方法により募集株式を発行する場合、当該募集株式の引受けの申込期日の2週間前までに、割当てを受ける権利を有する株主に対し、当該株式の募集事項等を通知しなければならないが、この通知は公告をもって代えることができる。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第5問 役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述に明示されていない限り、役員の数について定款の別段の定めはないものとする。

ア 定款で取締役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定めている会社において、ある取締役がその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時の経過後に辞任した場合、当該取締役の辞任の登記の申請書には、辞任を証する書面のほか、定款を添付しなければならない。

イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを適法に設けている公開会社でない会社（監査役会設置会社でない監査役設置会社）に監査役Aがある場合において、当該会社が大会社となり、これに伴って必要とされる定款変更及び監査役Bの選任の決議を行い、Bの就任承諾があったときは、監査役Aの退任の登記の申請をしなければならない。

ウ 会計監査人Cの辞任により会計監査人がなくなった場合において、仮会計監査人が就任していないときであっても、会計監査人Cの辞任の登記の申請をすることができる。

エ 取締役の中から代表取締役を定めた後、当該代表取締役が欠けた場合、定款に「当会社が取締役2名を置き、取締役の互選により代表取締役1名を置く。」との定めがある会社においては、残存する他の取締役について「代表権付与」を原因とする代表取締役の変更の登記を申請しなければならない。

オ 取締役会設置会社の定めを廃止するとともに代表取締役の互選規定を定め、従前の代表取締役Dを取締役の互選により代表取締役に選定し、Dの就任承諾があった場合であっても、代表取締役Dの重任の登記の申請をすることを要しない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

第6問 役員等の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 監査役A、B、C及びDの4名を置く監査役設置会社において、監査役A及びBのみが社外監査役の要件に該当する場合、当該会社が新たに監査役会を置く旨の定款の変更をしたとしても、新たに社外監査役の要件に該当する監査役1名を選任し、その就任による変更の登記と併せて申請するのでなければ、監査役会設置会社の定めの設定の登記を申請することはできない。

イ 取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定を設けようとする株式会社に最終完全親会社等に該当する株式会社がある場合、当該定めの設定の登記の申請書には、当該株式会社における定款変更の決議に係る株主総会の議事録だけでなく、最終完全親会社等である株式会社における承認決議に係る株主総会の議事録をも添付しなければならない。

ウ 取締役A、B及びCがいる取締役会を置かない株式会社において、取締役の全員が各自会社を代表していた場合において、定款を変更して取締役会を設置し、取締役会の決議で代表取締役Aを選定したときは、Aについては代表取締役の就任の登記、B及びCについては、代表取締役の代表権喪失による退任の登記を申請することを要する。

エ 同時期に就任した取締役A、B及びCがある場合において、増員取締役としてDが就任した後に、取締役A、B及びCの任期満了退任に係る定時株主総会において「増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする」旨の定款の変更を行い、取締役全員を再選したときは、Dの選任時から起算してその法定任期が満了していないときであっても、当該定時株主総会の終結の日における取締役A、B、C及びDの任期満了による退任及び就任に基づく重任の登記を申請することができる。

オ 指名委員会等設置会社の定めを設けた場合において、報酬委員の過半数を会社の執行役に選任しているときは、指名委員会等設置会社の定めの設定の登記を申請することはできない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49ヒューリック福岡ビル8F TEL092-726-5040（代表）
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335